

法務省政策評価懇談会（第35回）議事録

1. 日 時

平成25年 2月25日（月） 13：30～15：28

2. 場 所

法務省大会議室（地下1階）

3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

伊藤 正志	毎日新聞社論説委員
柿嶋 美子	東京大学大学院法学政治学研究科教授
(座長) 川端 和治	弁護士
佐久間 総一郎	新日鐵住金株式会社常務取締役
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
中村 美華	株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部グループ法務シニア オフィサー
前田 雅英	首都大学東京法科大学院院長
六車 明	慶應義塾大学法科大学院教授

<省内出席者>

法務事務次官	西川 克行
官房審議官（総合政策統括担当）	大場亮太郎
秘書課企画調査官	田邊 孝文
秘書課企画調整官	鎌倉 克彦
秘書課上席補佐官	国本 健三
人事課補佐官	川鍋 奨
官房参事官（予算担当）	伊藤 栄二
施設課技術企画室長	大塚 明弘
訟務部門訟務広報官	竹中 章
司法法制部参事官	高松 宏之
司法法制部参事官	松井 洋
官房付兼司法法制部付	佐久間佳枝
民事局付兼登記所適正配置対策室長	藤田 正人
刑事局総務課企画調査室長	松下 裕子
矯正局成人矯正課企画官	本田 久人
矯正局成人矯正課企画官	宮田 祐良
矯正局成人矯正課企画官	花村 博文
矯正局少年矯正課企画官	小山 定明

保護局観察課処遇企画官	幸島 聡
人権擁護局参事官	大山 邦士
入国管理局入国管理企画官	妹川 光敏
法務総合研究所総務企画部副部長	丸山 毅
公安調査庁総務部総務課企画調整室長	赤木 俊則

<事務局>

秘書課長	名取 俊也
官房参事官（総合調整担当）	椿 百合子
秘書課付	熊田 彰英
秘書課補佐官	山田 美子

4. 議 題

平成25年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）について

5. 配布資料

資料1：平成25年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）

資料2：法務省政策評価に関する基本計画

6. 議 事

○川端座長：それでは、定刻になりましたので、これより第35回法務省政策評価懇談会を開催いたします。

初めに、西川法務事務次官から挨拶があります。

○西川法務事務次官：法務事務次官の西川でございます。委員の皆様方におかれましては、大変御多忙のところ第35回政策評価懇談会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本年度1年間にわたり法務省の政策評価について御指導いただき、深く感謝申し上げます。

ところで、皆様御承知のとおり、政権交代後初となる予算編成の基本方針が先月閣議決定されましたが、そこでは、行政機能や政策効果を最大限向上させる、真に国民のためになる行財政改革に取り組むことが掲げられています。これを受けて各省においては、実効性の高いPDCAサイクルの確立に向けた取組を進め、その成果が予算編成に活用されていくこととなります。法務省といたしましても、この政策評価制度を十分活用し、評価の結果を政策の企画立案や実施に役立て、各政策において、不断の見直しや改善を行いつつ、実効性の高いPDCAサイクルの確立を目指してまいりたいと考えております。

同時に、国民本位の効率的で質の高い行政を実現する上でも、国民に対する説明責任を果たすことは大切でありますので、政策評価におきましても、各部局が実施しております施策につき、より分かりやすい評価書の作成に努め、評価の客観性の向上などを図っているところです。

委員の皆様方からは、それぞれ御専門の分野における知見や幅広い経験などに基づきまして、是非とも忌憚のない御意見をいただきたいと存じます。そして、今後とも法務行政につきまして一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○川端座長：続きまして、法務省のメンバーが変わっておりますので、一言ずつお願いいたします。

○大場官房審議官：官房審議官の大場でございます。昨年末の異動で秘書課長から官房審議官になりました。引き続きよろしくお願ひいたします。

○名取秘書課長：秘書課長の名取でございます。昨年12月21日に秘書課長になりました。今後ともよろしくお願ひいたします。

○椿官房参事官：官房参事官の椿でございます。この1月から担当することとなりました。御指導方よろしくお願ひいたします。

○川端座長：ありがとうございます。ここで法務事務次官は公務により退席いたします。
(西川法務事務次官 退室)

○川端座長：それでは、本日の審議事項等について、事務局から説明願ひます。

○熊田秘書課付：おはようございます。それでは、事務局から本日の審議事項等について御説明いたします。

本日御審議いただきますのは、平成25年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）についてでございます。この関係で委員の皆様方の席上には資料を2点配布させていただきました。資料1につきましては、平成25年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）、資料2は、法務省政策評価に関する基本計画となっております。

資料1の事後評価の実施に関する計画（案）につきましては、政策評価法に基づきまして、平成25年度に実施し、平成26年度に評価を行う施策につきまして、その評価手法等を定めたものでございます。

今回、政策評価の対象となりますのは、資料1の7ページにございますとおり、成果重視事業を含めまして22の施策となっております。本日は、これら22施策の実施計画につきまして、委員の皆様方から御意見、御質問を頂戴したいと存じます。

なお、各施策に関係いたします法令や閣議決定等につきましては、参考資料として席上に準備させていただきましたので、適宜御参照いただければと思います。

審議事項に関する説明は以上でございますが、審議に先立ちまして、現在法務省が取り組んでおります各種施策のうち、昨年7月から開始されました「新しい在留管理制度」につきまして、若干の御説明をさせていただければと思います。よろしくお願ひします。

○川端座長：では、説明をよろしくお願ひいたします。

○入国管理局：それでは、入国管理局から、本日は「新しい在留管理制度」につきまして、お手元に御用意いたしましたパンフレットに沿って説明させていただきます。このパンフレットに沿って逐次説明をさせていただきます。

それでは、まずこの制度の概要について申し上げます。このパンフレットの表紙にございますとおり、平成24年7月9日から改正入管法が施行されまして、中長期間我が国に滞在する外国人の方々を対象としまして、「新しい在留管理制度」が開始されております。

この制度の目的は、法務大臣がこれらの外国人の方々の在留状況を継続的に、そしてより正確に把握できるようにし、また市区町村におきましても、その情報を使って外国人住民の方により良い行政サービスを提供できるようにすることでございます。

まず、主な点として4つございます。1つ目のポイントとして、新制度では、これまでの外国人登録証明書に代わって、新しく在留カードが交付されております。

2つ目のポイントは、これまでの在留期間の上限が3年でありました。在留資格につきまして、最長の在留期間として5年が新設されております。

3つ目のポイントは、再入国許可制度が変わりました。一定の場合には、再入国許可の申請をしなくても、再入国ができるようになっております。

4つ目は、新制度の導入に伴いまして、これまでありました外国人登録制度が廃止されております。

次に、この制度の対象であります中長期在留者の範囲について申し上げます。3ページにこの制度の対象となる中長期在留者について記述しております。①の「3か月以下の在留期間が決定された人」から⑥の「日本に滞在するための在留資格を持っていない人」までの6つを除く、つまり①から⑥のいずれにも該当しない在留外国人の方々が中長期在留者でございます。具体的には、日本人と結婚している方や日系人の方、日本の企業にお勤めの方のほか、技能実習生、それから留学生、永住者の方々でございます。ちなみに、観光などの目的で我が国に短期的に滞在する方は対象となってございません。

それぞれのポイントにつきましてももう少し詳しく説明させていただきます。ポイント1の在留カードの交付について申し上げます。4ページを御覧ください。こちらに在留カードのイメージ図が載っておりますが、各テーブルにこのカードのサンプルを1枚ずつ置かせていただいておりますので、そちらも手にとって実際に御覧いただければと思います。

この在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可、在留資格変更許可、在留期間更新許可など、我が国への滞在のための許可に伴ってそれぞれ交付されております。在留カードにはICチップが内蔵されておまして、このほかにWeb映像を通じまして在留カードの番号を照会したりすることでカードが有効かどうかということを確認できるなど、偽変造防止対策措置がとられております。

また、これまで外国人の方を雇用する場合、その外国人の方のパスポートや、外国人登録証明書の在留資格の種類により、働けるかどうかを確認していただいておりますが、この在留カードが導入されたことによりまして、就労できる外国人であるかどうかの判別がしやすくなっております。具体的には、不法滞在者については、まず在留カードが発行されませんので、まずはカードを持っているかどうかを確認していただくこととなります。次に、在留カードを持っている場合には、4ページのカードの表面の「就労制限の有無」、ここには「就労不可」と書いてありますが、それからその下のカードの裏面のちょっと下のほうに「資格外活動許可欄」と書いてありますが、それらを確認していただくことによって就労できる方かどうかの区別が容易になっております。

パンフレットの5ページを御覧ください。ポイント2の在留期間が最長5年となったことについて申し上げます。これまで在留期間の上限が3年でありました技術とか人文知識・国際業務などの就労のための在留資格や、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等の居住のための在留資格については、最長の在留期間として5年が新しく設けられております。

それから、ポイント3の在留許可の制度が変わったことについて申し上げます。6ページを御覧ください。この新制度の導入によりまして、有効な旅券有効なパスポートと在留カードを持っている中長期在留者の方については、再び我が国に入国する意思といいますか、また戻ってくるということを表明して出国するときには、あらかじめ、従来の再入国許可の申請手続きをしなくても、原則として再入国許可を受けたものとみなされるという、いわゆるみなし再入国許可制度が導入されております。これにより、海外出張などの機会の多い外国人ビジネスマンの方々に取りましては、あらかじめ地方入国管理官署で手続きをしなくてもよくなりましたので、

この手続や手数料の負担が大幅に軽減されております。

なお、このみなし再入国で出国した場合の有効期間は、出国の日から1年以内でございます。ただ、滞在のための在留期限というものが出国後1年より先に到来する場合には、その在留期限までということになっております。在留期限までに入国しないと、再入国できないということになっています。

従来、再入国許可を取得する場合は、在留期間の上限を5年に伸ばしたことに合わせまして、再入国許可の有効期間の上限も5年となっております。

次に、ポイント4の外国人登録制度の廃止について申し上げます。続いて7ページを御覧ください。「新しい在留管理制度」の導入によりまして、外国人登録制度は廃止されております。その経過措置として、中長期在留者の方が依然として所持される外国人登録証明書につきましては、一定の期間、在留カードとみなされております。

最後に、「新しい在留管理制度」につきましても、在日外国人の方々にとりまして大きな制度変更となっておりますので、このようにパンフレットを作成して配布しており、法務省のホームページにも26か国語で案内をしているほか、政府のインターネットテレビの動画でも広報活動を行っています。

新制度の主な点は以上の4つでございます。時間の関係で制度全てにつきましては御紹介できませんでしたが、その他につきましては8ページ以降にございますので、後で御覧いただければと思います。

以上で制度の説明は終わらせていただきます。

○川端座長：ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関して、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。進行の都合がありますので、10分程度という予定になっておりますので、よろしく御協力ください。

では、私の方からちょっとだけお伺いしますが、このパンフレットを見ると、居住地の変更があった場合には市町村に届け出るということになっていて、このカードの裏に新しい住居地の届出と、それから記載者の印を押すという欄があるようですけれども、これは、届けたときに、市町村で手書きして印を押すというやり方なんですか。

○入国管理局：入国管理局でございますが、まさに座長がおっしゃったとおりでございます。裏のほうには、ボールペンで書いてもにじまないようになってございまして、居住地については裏面に市町村の方で書いていただくという仕組みになってございます。

○川端座長：表のほうが非常に厳重に変造できないようになっているのに、裏の方がそういう簡単なので大丈夫なのかなと思って質問したのですが。

○入国管理局：その市区町村で書かれた住居地につきましては、市区町村から法務省にその通知がなされるようになってございまして、それで法務省の方で居住地を把握するということになっています。そこを改ざんしたとしても、我が方では住居地を把握できております。ただ、何分手書きでございますので、自分で勝手に書いてしまうことがあるかもしれませんけれども、東京都の区などの市区町村の公印を押していただくという形で防止策をとらせていただいております。

○川端座長：資格外活動許可欄も、裏に同じような手書きの記入ですか。

○入国管理局：これは、地方入国管理局で資格外活動許可を出したときにスタンプを押させてい

ただ、その記録はデータベースのほうに入って管理させていただくという仕組みにさせていただいております。

○川端座長：表に「就労不可」と書いてあっても、裏を見ないと、働けるか、働けないかは分からないということですね。

○入国管理局：就労の在留資格を取得された場合には表に書けるのですが、留学生の方とか家族滞在の方で、後で資格外活動許可をとられたときには、裏に記載させていただいて、分かるようにしているという状況でございます。

○川端座長：何かほかに御質問は。どうぞ。

○中村委員：在留管理制度を7月9日に開始したということなんですけれども、全体の外国人の方で今およそ何割程度登録されたのでしょうか。

○入国管理局：御質問の内容は、新しい在留カードがどれぐらい発行されたかということでございますと、昨年の7月9日から12月末まででは、約64万枚を発行させていただいております。

○中村委員：ありがとうございます。

○川端座長：どうぞ。

○佐久間委員：ありがとうございます。こういうものは必ずしも厳密なレシプロカルである必要はないのかもしれませんが、日本の制度は、この在留期間が最長5年になったと。これに対応した形で、海外で逆に日本人の在留期間が長くなったということがあるのでしょうか。もしお分かりになるのであれば、その範囲で教えていただければと思います。

○入国管理局：日本の場合は在留期間を5年に伸ばさせていただいたということで、相互主義でほかの国で滞在期間を伸ばした事例があるかどうかにつきましては、申し訳ありませんが、把握しておりません。

○川端座長：それでは、もし審議が終了して時間があつた場合にさらに伺うということにいたしまして、議題であります平成25年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）について、御議論いただきたいと思ひます。

初めに、基本政策Ⅰ「基本法制の維持及び整備」に関する政策について、事務局から計画の概要を説明願ひます。

○熊田秘書課付：それでは、基本政策Ⅰの各施策につきまして、事務局から御説明申し上げます。時間の関係等もございまして、簡単な御説明となりますことをあらかじめ御了承いただければと思ひます。

まず、資料1の8ページを御覧ください。「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」について御説明いたします。本施策は、社会経済情勢等の変化に応じた民事・刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上を図るとともに、事後チェック・救済型社会の基盤を形成し、社会の安定を図るということの内容としておりまして、評価方式といたしましては、総合評価方式を採用しております。

法整備の具体的な状況につきましては、10ページから14ページの一覧表のとおりでございます。このうち10ページに記載してございますハーグ条約実施のための子の返還手続等に関する法律の整備、罹災都市借地借家臨時処理法等に関しましては、関連法案を今国会において提出する予定としているところでございます。

続きまして、15ページを御覧ください。「裁判外紛争解決手続の拡充・活性化」について御

説明いたします。本施策につきましては、目標管理型の政策評価として、事前分析表を作成し、実施計画としております。この施策は、国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図るというものでございます。実施計画の内容といたしましては、認証紛争解決事業者の拡充という測定指標を掲げ、これにつきまして目標を設定し、評価を行うこととしております。

次に17ページを御覧ください。「法教育の推進」についてであります。本施策につきましては、目標管理型の政策評価として、事前分析表を作成しております。本施策は、国民一人一人が法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとりた紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに、裁判員制度を初めとする司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進するというものでございます。実施計画の内容といたしましては、法教育推進協議会等の活動状況及び法教育活動への協力・支援等の実施状況という2つの測定指標を掲げ、これにつきまして目標を設定し、評価を行うこととしております。

なお、この関係につきましては、必ずしも法務省の所管というものでもございませんが、若干幅広に、参考となります資料を事前に委員の皆様方に配布させていただいたところでございます。

次に20ページを御覧ください。「法務に関する調査研究としての無差別殺傷事犯に関する研究」について御説明いたします。本研究は、無差別殺傷事犯の各種特徴、背景・要因等を幅広く調査研究することにより、この種の犯罪の防止、適切な処理、再犯防止等の諸施策を検討・実施するための基礎資料を法務省関係部局などに提供することを目的としております。平成22年度から平成23年度までの2か年にわたって実施された研究でありまして、事業評価方式により評価することとなっております。

この研究につきましては、既に平成21年度に事前評価を実施しておりまして、その結果、早期に研究すべき課題とされたものでございますが、今後、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会におきまして、27ページから32ページに記載してございます評価基準により研究実施後の効果を判定することとしております。

基本政策Ⅰに関する説明は以上でございます。

○川端座長：それでは、ただいまの説明に関して、御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。はい。

○田辺委員：全体のⅠにかかわる部分で御質問したいと思っておりますけれども、単にⅠだけの問題ではないところがあるので、その点はあらかじめ御了承ください。

今回、事前分析表という形で、総務省のフォーマットにのっとりたものが出されております。これは基本的には、PDCAのところのP、プランニングに当たるところをあらかじめ明示して、それを今回ですと25年度4月以降のDOのところをやってみて、最終的にそのチェックをする、26年でしょうか。それを次の政策とか予算配分のほうに回していくという作り立てになっていると思うんです。それを見ますと、別紙の2のところを見ると、やるものに関しては書いてあるのでありますが、逆に言うと、例えば2の「司法制度改革の成果の定着に向けた取組」の(1)の総合法律支援の充実強化、それから法曹養成制度の充実等に関しては、25年度はやらないという形の対応になっております。何となく法曹養成制度は大きく制度が変わりそうなので、この時期にプランを提示しても無理かなという感じはするのですが、他方、

総合法律支援の充実強化というのは、ある意味ではサービスを提供するところのそれを強化していくぞというので、プランニングと、それからそれを実際に実行してチェックするというこの流れに関しては、非常に乗りやすいと言えば乗りやすいものだと思うんです。こういう部分が抜けているときに、この25年度の事後評価に関する計画の中で、ある種言及しておいたほうがいいのではないのかなという感じがしております。御質問は、言及しておいたほうがいいというのは私のサゼスチョンですけれども、何でこれを入れていないのかというところを御説明いただければと思います。

以上です。

○川端座長：お願いします。

○熊田秘書課付：事務局でございます。ありがとうございます。

まず、(2)の法曹養成制度に関しましてお答えいたします。先生御指摘のとおり、現在、法曹養成制度検討会議等、様々な場におきまして、今後の法曹養成の在り方等につきまして検討がなされているところでございます。したがって、今後の検討結果を踏まえた上で、評価の実施について検討してまいりたいと考えているところでございます。

それから、(1)総合法律支援の充実強化につきましては、総合法律支援法に基づきまして、第三者機関であります日本司法支援センター評価委員会が立ち上がっており、この評価委員会において評価を行うこととされております。その関係もありまして、法務省におきましての政策評価ということは実施していないところでございます。

ただ、先生から御指摘がございましたので、例えば、こういったところでどのような評価をしているのかといった内容につきましては、引き続き事務局の方でも把握してまいりたいとは思っております。

以上でございます。

○川端座長：どうぞ、前田委員。

○前田委員：ややないものねだりになると申し訳ないんですが、今の話は、法科大学院の評価もそんなですけれども、これは25年度の事業評価で、サイバーとか占有の問題とかで法律ができた。あと、無差別大量殺人の研究をした。それが犯罪対策閣僚会議に対応するものだという事ですけれども、もう今年中に次の政策目標は固まりますよね、国の犯罪対策閣僚会議で。それとのつながりというよりは、しょうがないのですが、余りにもこういう時間を遅れて評価することの意味というのが、ちょっと気にはなるんです。現実にはもっと先に動いている。国民生活の変化に応じて新しい法整備をしていかなければいけないという問題は、これは裁判所では10年以上も前の話ですよ、動き出したのは。交通の問題とか、いろいろな問題が動いている。

もう一つは、無差別大量殺人で、法務省としてこれは何をやろうとされているかということが余り見えてこないんです。それによって刑法を変えるとか、そういうことはもちろん急には飛ばないだろうけれども、全体として予算に結びついてこういう政策をどう評価していくかというときに、何か、やや時間的なずれの問題なんだろうと思うんですけども、どれだけ現実の国民生活にプラスになるのかと、こういうことは、計画を立てました、やりました、報告は出ていますというだけの感じがちょっとするんです。だから、政策評価の機能がある意味で根本的に考えなければいけないのかもしれない。他の省庁をお手伝いしていてもそんなですけれども、どれだけ意味があるかと私が言うてはいけないのですが、今回読ませていただいて、

非常に難しい問題だなと。今までもこういう形を出しているんですけども、ここに出された、例えば刑事でやられた施策は、これはもう法改正が終わったもので、それもちょっと時間のたったものですよ。これが成果だと言われると、ちょっとびんとこないという感じがするということです。

○川端座長：今の点、いかがですか。

○熊田秘書課付：まず事務局から、政策評価の在り方と絡むところでございますので、お答えしたいと思います。

先生御指摘のとおり、基本法制の整備等につきましては、時期を捉えたもの、あるいは社会経済情勢に対応してなるべく早急な手当て等が求められるところ、こうしたところについて法整備を進めていくことは、もちろん法務省として重要な施策あるいは目的であると考えております。したがって、できる限りそうした時期あるいは社会情勢等に応じた整備を進める方針ではございますが、他方で、特に基本法を含めて、必ずしもその時々だけで改正できないといういろいろな事情も絡むところでありまして、法制審を含めて、御協力いただいている先生にはいろいろな御示唆をいただいているところでございます。今いただきました意見も踏まえて、今後この政策評価という枠組みの中で、法制度の維持あるいは整備について、例えば時期を捉えているのか、どの程度そういう対応ができたのかといったことも含めて、そうした視点をどのように取り入れていくか、政策評価の中でそれを活かしていくかということは、事務局において今後の課題の一つとして検討してまいりたいと思っております。

○前田委員：一言だけ申しますと、ですから中身については法制審でやるのはいいのですけれども、何でこれがこんなに遅くなってしまったのかといったことは法制審ではやらないですよ。それについての政策評価のようなものは、やるとすればここぐらいしかないのではないかなと思ったということです。ですから、お答えに不満があるわけでは全然ありません。

○川端座長：佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員：ありがとうございます。今の議論にも多少関係するんだと思うんですけども、基本法制の整備というところで、法整備の具体的内容ということで、成立等と書いてあるわけですが、当然この成立というのは、立法府での成立を記述しておられると思うんですが、立法府のパフォーマンスをここで評価するというのは多分無理なので、ポイントは、閣議に提出したときがその達成日なのか。例えばそういう点で言うと、ちょっと今の政権の前は、閣議に出ても、立法府で全く議論もされていない。こういうものの成立が遅れているのは、こちらの省の問題ではなくて、まさに立法府の問題だということだと思えます。例えば、ハーグ条約実施のための云々ということで、これは閣議には提出されているのではなかったかと思うんですが、ですからそれはそのときにもうある意味では政策評価の完了というか、評価の完了ではなくて、そこでもう実施されて、あとは立法府が非常にゆっくりやっているということかなと思うので、今のだとその差がよく分からないというところがあります。

逆に言うと、罹災都市の問題は、これはまだ閣議にも出ていないということだと思えますが、こういうものについて、これは総合評価なのですが、3.11の後2年近くたっているということから考えれば、これは時間軸で見ると、時間がかかり過ぎているということかな。ですから、そういう点も総合評価で評価されるべき。つまり、タイムリーかどうかという点です。その意味でも、ここに成立だけ書いているというところは、もう一つ情報として実態をあらわしていないのではないかという気がいたします。

以上です。

○川端座長：今の点について、何かコメントはありますか。

○熊田秘書課付：事務局でございます。御意見をありがとうございます。先ほど前田先生からもいただきましたものと合わせまして、事務局の方で、どの程度そういった今御指摘のありました実態等につきましてこの政策評価の中で記載できるのかという点については、課題として検討させていただきたいと思っております。他方で、政治情勢につきましては、政策評価の中でどれほど論じられるのかという点もございますので、その点も踏まえて、いただいた意見につきましては検討させていただきたいと思っております。

それから、先ほど犯罪対策閣僚会議のお話が前田先生からございましたが、もちろん本年も開かれる方向ではあるかと思っております。それに向けて、昨年こちらでも御紹介いたしました再犯防止総合対策に基づいて、現在、法務省各担当部局におきまして様々な取組を行っているところでございます。したがって、そうした犯対閣なども念頭に置いた法務省の取組などにつきましては、また機会をいただくなりして、この場でも紹介させていただければと思っております。よろしくお願いたします。

○川端座長：伊藤委員，どうぞ。

○伊藤委員：裁判外紛争解決手続，いわゆるADRについてお伺いします。今後いろいろな分野でますますその重要性というのは増していると思うんですけども、15ページに25年度の目標として、「多様な事業者からの認証申請を促す」とあるのですが、これは具体的にどういう形で促していくのかというところがあれば教えていただきたいのと、あとこの24年度の参考指標ですけども、数値なんですけども、16ページの頭のところでですけども、これは去年の12月末日現在ということですが、9件というのは、その前あるいは前々年度に比べてちょっと少ないのかなと思うんですけども、認証数がなせ少ないのか、もし理由があれば教えていただきたいと思えます。

○川端座長：今の点，いかがですか。

○司法法制部：ありがとうございます。司法法制部でございます。まず最初の1点目の、どのようになっているかという点でございますけれども、2つ目の御質問とも関連しますが、昨年、平成23年度からやや申請の件数が減少してきておりますので、私どもでは、認証の申請前に事前相談というのが入るのですけれども、その事前相談をなるべく認証申請に結びつけるということに努めております。具体的には、例えば、事前相談をしてくる方々というのは、この制度に対する理解が様々でございます。ある程度類似の事業者の前例を学んで、かなりの程度整えて相談してくるケースもあれば、そもそもこの制度をよく知らないといった事業者もおられますので、そういういわば事業者のレベルに応じた対応の仕方をするというのが一つあります。

もう一つは、一旦相談が来まして、そしてこちらである程度やらなければいけない準備について教示をした後に、さらにもう一度それをやり直した結果をこちらの方に持ってきていただければいいのですけれども、そうでないような場合には、こちらの方から積極的に、その後はどうになりましたかとお尋ねするという形で、事前相談をできるだけ認証申請に結びつけるということに努めているところでございます。

それから、もう1点の平成24年の件数が少なくなっているという件の指摘です。恐らく去年あたりから認証申請件数が減少しているのですが、これは、そもそもこの制度を導入する前から、こういう制度ができれば認証を希望したいと考えている事業者がある程度認証を取得しま

して、去年あたりからは、主として新しく事業を立ち上げて認証を取っていこうとする事業者が増えているのであろうと考えております。その関係で、今まで準備をしてたまっていた事業者の方々がいわば一掃されて、新しい方々にかわっていったというのが一つの要因であろうかと思っております。

ただ、この9といいますが12月末日現在となっておりますが、その後2件が認証になりまして、本日の段階では11となっております。また、さらに認証申請を既に受け付けて審査中のものが3件程度ございますので、結果的には、昨年と余り遜色がないような認証件数になっていくのではないかと見込んでいるところでございます。

○川端座長：よろしいですか。六車委員、お願いします。

○六車委員：今のところに続くところなんです、15ページの「裁判外紛争解決手続の拡充・活性化」というところで、施策名のところに「拡充・活性化」とありまして、施策の概要のところも「拡充・活性化」とありまして、達成すべき目標にも「拡充・活性化」とありますが、どうして測定指標で「拡充」になるのでしょうか。しかも、紛争解決事業者の数の増加を図ることがどうして活性化ということになるのか。

特に、今お話があったのは認証数ですけれども、問題は利用実績のほうで、利用実績を見ると1,285というのが23年度で、どうして今日の資料に載っていないのか分かりませんが、一番最初にいただいた資料には解決サポートという資料がついていまして、サポート一覧の最後の番号は121になっていると思います。一番最初に、施策（2）関係資料と。その取り扱う紛争の範囲が、民事、労働、夫婦、自転車事故、境界争い、マンション、スポーツといろいろな分野にあって、それぞれ今いろいろな問題があると思うのに、それぞれの特徴のある分野の紛争解決機関がどの程度利用されているかというのはこれでは全く分からないと思うんです。どうしてこれだけのことで拡充と活性化が図られているか、図られていないかが分かるのか。どういう紛争類型ごとの機関がどの程度利用されて、逆に利用されていない機関はどうしてなのかとか、そういう、実際に国民にどのように役に立っているのかと。裁判所というのがあるわけですし、行政のADRとかもあるわけですし、いろいろなADRの中で、こういうADRがどのように役に立っているかということを出さない限りはそういう評価にならないのではないかと。私はそのように思いますので、どうしてこのような指標の事後評価のやり方でこの裁判外紛争解決手続の拡充・活性化が分かるのか。

私は、ちょっと余談かもしれませんが、裁判官として民事の裁判も刑事も、公害等調整委員会で行政のADRもやってきまして、人々がどういう場合に裁判所を利用し、しないのかとか、行政のADRをどういう場合に利用し、しないのかといったところを身をもって体験してきましたので、ちょっと細かいかもしれませんが、せつかくこういうことをやっていこうというのであれば、そういう現実に国民が、夫婦の紛争とか境界争いとか、そういうのがどこに行くのか。今まで、裁判所だとなかなか大変だとか、家庭裁判所だと大変だとか、色々あって、こういう機関だとこういうところがいいんだと。だとすれば、それは数字で出して、家庭裁判所には夫婦の紛争はこれくらい行っているけれども、こういう機関ができて、こちらにこれくらい行くようになったとか、それが年度ごとにだんだん増えてきているとか、増えてきていないとか、あるいは全然来ないとか、そういう全体的なことを見ないと、国民に対する説明にならないのではないかと、ちょっとそんな印象を持ちました。

○川端座長：今の点、コメントはありますか。

○司法法制部：ありがとうございます。司法法制部でございます。今の御指摘は、認証ADRの拡充・活性化というためには、何よりもどの程度利用されているかということが重要なのではないかと御指摘と理解いたしました。その点、誠にそのとおりであろうとは思いますが、利用されるがゆえに活性化していくという要素がもちろんおっしゃるとおりであろうと思います。

ただ、2つのことを申し上げるとしますと、1つ目は、まず私どもが考えておりますことは、司法制度改革以来、いわば国民の紛争解決の選択肢の多様化ということが一つ指針として言われてまいり、我々も推進してまいりました。それは、つまり、裁判所といった単一の大きな機関だけではなくて、民間に多様な機関が数多く存在し、国民がその中で自分のニーズに合ったものを選べるようにするという意味での多様化ということでありまして、その意味で、私どもはこれまで紛争解決事業者を増やすという形で活性化につなげたいという方針のもとにやっております。また、それが例えば種類の面とか数の面あるいは地理的な分布の面で十分かどうかということもあるものですから、このような形でまずその事業者の拡充ということで目標を立てさせていただいたというのが1点目でございます。

2点目を申し上げさせていただくとすれば、どの程度利用されているかということです。実はどの程度利用されているかというのは、恐らくこの制度や事業者に対する周知度の問題とか、恐らくそれ以上に各事業者の体制あるいは活動内容あるいは活動姿勢といったものも非常に大きな要素を占めているのですけれども、実はこの認証のADRの制度におきましては、民間の自主的な活動をいわば尊重していくということが一つ大きな指針とされております。その関係で、いわば民間のADR事業者が行う活動の内容と申しますか、在り方それ自体に直接何か国の方が介入するということが適切ではないのではないのだろうかという、その意味で、ある事業者が少ないからどうするとか、そういうことは控えた方がいいのではないかと申します。その考え方があるものですから、今の2点の考え方によりまして、多様化という観点から事業者を拡充していくということによって活性化を図ると、このように考えているところでございます。

○六車委員：ありがとうございます。

では、どの事業者がどれくらい紛争解決を担当しているとか、そういうデータはそちらにありなんですか。

○司法法制部：ございます。また、各事業者のホームページでも公開されているところでございます。

○六車委員：分かりました。ありがとうございます。

○川端座長：それでは、私の方から。今の点に関係するんですけども、この認証紛争解決事業者の拡充のところは、基準と基準年度が「一」になっていて、他にもそういうものが幾つもあるんですが、本来、政策の評価ということになると、数値目標があつて、それを達成した、しないという評価をするのが一番楽なはずで、だから数値目標がとれるところはとるべきではないかという気がするんです。もちろん、数値目標を定めるのは適当でないという項目もありますから、その場合は当然「一」になっても仕方がないのですけれども、ここでは認証紛争解決事業者の増加を図ると申します。その場合、基準年度が24年度ということになるのが非常に素直な理解ではないかという気がするんですけれども、そうすると、しかし、25年度で事業者が一つでも増えれば政策達成ということになって、それもまたおかしいなという気がするんです。

当然、法務省としては、認証紛争解決事業者をどうするかということを考えているときに、

こういう分野で幾つぐらいとか、各地にどれぐらいとか、いろいろな政策、あるべき認証紛争解決事業者数のイメージがあって、その目標に向けて、平成25年度はこうしたいという政策があるからその政策の評価ということになっていくのではないかと思うんです。そこで、私がお伺いしたいのは、ここで基準も基準年度も「一」として何も示さないでいるというのはどうしてなのかということなんですが、どうぞ。

○熊田秘書課付：事務局でございます。その点に関しまして、現在のところ事務局として、基準なり基準年度について整理しているところを若干御説明いたします。

確かに、座長御指摘のとおり、基本的に政策評価、特に目標管理型におきましては、数値による定量的な評価が望ましいとされているところでありまして、できる限りそのような指標を掲げ、あるいはそうでなければ参考指標という形で掲げるように努めているところでございます。

他方で、先ほど座長からも御指摘がございましたように、なかなか法務省における施策の中で、あるいは具体的な取組の中で、定量的な数値だけで評価するというのが難しいものも多々ございまして、そのような場合であっても、もちろん客観性の確保、参考指標等を掲げることによって客観的に評価をしていくということが、当省の基本計画でもうたわれているところではございます。

そういう中で、基準を明記するかどうかについては、今ちょうど御指摘がございました前年度、例えば平成25年度の実施計画を立てるに当たりまして、平成24年の実績値を基準として立てる場合、それから、仮にですけれども、平成20年から開始されてきた制度について、平成24年までの累積あるいは傾向を基にして25年度の目標を立てる場合、大まかに言うところの2つがございまして。後者につきましては、24年1か年の数値だけを目標とすることが相当ではないという考え方あるいは整理の基にそのような記載をしているところでございます。これはそれぞれの施策においての考え方にもよるところではございますので、全てがそうした整理ということではございませんが、基本的には、そのような累積、それまでのいろいろな取組を踏まえてどうするのかという目標を立てる場合には、必ずしもその基準あるいは基準年度において数値を掲げる必要はないという整理をしているところでございます。

○川端座長：柿嶋委員、どうぞ。

○柿嶋委員：申し上げることが余りにも大きいことになり過ぎるのかもしれないんですが、司法制度改革のときの議論に戻っていくことになるのかもしれないんですが、何を申し上げたいかと申しますと、今の段階でここに立てられている目標の柱は、一方ではADRの制度を拡充すると言い、他方では法教育をきちんとやるということを行っているわけですね。国民一人一人が法や司法の役割を十分認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともにということがうたわれているわけです。そのADRというのは、ここで言っている法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図るというやり方で行われるのかどうかということなんです。もちろん、どんなものでも裁判所を利用すればいいというものではないとは思いますが、私がずっと研究してきたのはアメリカ法なので、アメリカと比べるのはいろいろな不適切なかもしれないんですが、すごく大きな違いは、裁判所がどれだけ一般の国民に身近なところかということが違うんです。ですので、ADRをどんどん拡充していくと、裁判所はますます必要ではないところになっていくという可能性もあるわけです。

いろいろな比較研究、例えば過失相殺のとり方も、日本のほうが過失相殺をしやすいという

んでしょうか、黒白ははっきりつけられない方に行くので、過失の割合を決めるような事件でも、アメリカの方がはっきり、例えば被害者の過失が半分以上であったら損害賠償は取れないとかというルールを使っていたりして、つまり、どっちに責任があったのか、黒白をはっきりつけようということにすごく努力する制度なんです、アメリカの考え方は基本的に。ADRのアプローチはそれと違うので、私の理解では、ADRの話が日本にやってきたのは、アメリカが余り裁判が好きなので、それに対するカウンターな動きとしてADRというのに注目する動きが出てきたんですけれども、もともと私から見れば、日本は余りに裁判所を利用し過ぎない国なので、そこでADRだけを強調すると、黒白をちゃんとつけていって判断していくという仕組みは神棚に上げたまま、法教育ではそういうことを言うけれども、実際には、足して2で割るような人のところへ行って、両方に「はい」、「はい」と言って、けんか両成敗的なことを引き続きやっていると、司法制度改革が本来目指した法の支配的なものは伝わっていないかと思うんです。

つまり、ADRと身近な裁判所というのは、ある意味では矛盾するところがあるわけです。司法制度改革のときにちゃんと議論したのでしょうかけれども、例えばアメリカだったら、少額裁判所というのがあって、一般の市民がすごく簡単な手続で、弁護士も立てずに問題を解決してくれるところがあるんです。それは裁判所という形で設けられているんです、民間の企業者でなくて。なので、法の支配を貫いていくということと、ADRを拡張するというこの間には緊張感があって、そこで実現されなければいけない、二兎を追わなければいけない部分はあるんですけれども、その緊張感があるということをきちんと自覚しないでやっていると、すごく遠くから見たときに、一方では司法教育をやっています、でも他方でADRをやっていますと、ADRが本当に法の支配か。もちろん、ちゃんと認証してちゃんとやってくれるところをクオリティーチェックしておられるとは思いますが、どうしたって両方が合意しなかったら、それは成り立たない話ですよ。これは基本的に和解ができる質のもので、和解ができる質のものということは、どっちかに責任が、つまり100かゼロ若しくは10かゼロの裁きをしたのでは、普通は納得しないわけです。その世界にどうしても行きやすいわけです。なので、そこに緊張感があるということをお忘れしまうと、少し遠くから見るときに、一体何を目指しているのか分からなくなる。つまり、司法制度改革のときに立てた話が、きっと事後救済型社会となって、裁判所の仕事が増えるだろうと。増えるだろうという話で、余り増えるからADRも拡充しておこうと言ったけれども、実際には事後救済型社会になっていないのにADRばかり増えたら、法の支配はどこかに消えて飛んでいくのではないかと私には感じられますので、ちょっと意見を申し上げたかった次第です。

○川端座長：何かコメントはございますか。

○司法法制部：司法法制部でございます。大きい話なので、私が御説明するのが適切かどうかは分かりませんが、司法制度改革におきましては、おっしゃるとおり、大きく司法機能の強化ということを目指したものでありまして、そのために裁判機能を強化していくということで種々の制度が導入されていったのもおっしゃるとおりだと思いますが、ADRのところについて言いますと、もちろん裁判機能自体を強化するのはもう当然の前提だけれども、ただ、ADRも本来のよさがあるのであるから、今は余りに弱いではないか、弱過ぎるのではないかと。司法制度改革のときには、せめてもっと、司法制度改革のときには「裁判と並ぶ」という言葉を使っていましたけれども、同じ紛争解決手続として、裁判と並ぶものをもっと目指していくべき

ではないかという、裁判機能の充実を当然の前提として今のような方向が示されたのであろうと私は理解しております。

もう1点、すみません、御説明させていただきますと、ADRですけれども、このADR法の第3条に基本理念をうたっているのです。その中では、飽くまでこの裁判外の紛争解決手続は、法による紛争の解決のための手続として行われるものであるという理念が表明されておりまして、そのために、どこかで必ず弁護士の助言を受けられるような体制を整えることというのも認証要件の一つに入っております。ですので、単に足して2で割るようなものではなくて、飽くまで法に照らして、適正と思われる和解の仲介をするというのが法の理念であり、実践する指針となっているということは御説明しておきたいと思えます。

○柿嶋委員：司法制度の拡充の話が出てきましたけれども、それは法務省の政策評価の対象にはならないのですか。

○熊田秘書課付：事務局でございます。いろいろ司法制度改革の中でうたわれてきた取組あるいは制度改革等々については、政策評価が基本的に政策体系の中で整理されております項目、取組について評価していくということですので、場合によっては、委員御指摘のとおり、その中でそうした大もとの司法制度改革の理念等が反映されているのかどうかということが、評価の中に入ってくるものではないかと考えております。

○川端座長：よろしいですか。

それでは次に、基本政策Ⅱ「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持」に関する施策について、事務局から計画の概要を説明願います。

○熊田秘書課付：それでは、基本政策Ⅱにつきまして御説明いたします。

資料1の33ページを御覧ください。「検察権行使を支える事務の適正な運営」についてであります。本施策につきましては、目標管理型の政策評価として、事前分析表により実施計画を作成しております。この施策は、検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたる改善及び検察機能のより一層の強化を図るということの内容としております。実施計画の内容につきましては、まずサイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化、次に被害者対応職員の育成、さらに検察の機能や役割に関する広報活動という3つの測定指標を掲げまして、これらの目標について、その目標の達成度合い等を含めまして評価を行うこととしております。

次に37ページを御覧ください。「矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備」についてであります。本施策につきましても、目標管理型の政策評価として事前分析表を作成しております。本施策は、矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るというものであります。実施計画の内容といたしましては、まず刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況、次に総合警備システムの更新整備施設という2つの測定指標を掲げ、これらについて目標を設定した上で評価を行うこととしております。

引き続き、41ページを御覧ください。「矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施」についてであります。本施策につきましても、目標管理型の政策評価として、事前分析表を作成しております。この施策は、被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施するというものであります。実施計画の内容としましては、まず刑事施設における職業訓練の充実度、次に刑事施設

における就労支援実施人数の割合，さらに少年院における就労支援実施人員の割合という3つの測定指標を掲げ，これらの目標について達成度合い等を含めまして評価を行うこととしております。

次に46ページを御覧ください。「矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施」についてであります。本施策につきましても，目標管理型の政策評価として，事前分析表により実施計画を作成しております。この施策は，高率収容等に伴う職員の業務負担を軽減するとともに，矯正処遇の充実を図り，矯正施設の適正な運営に資するため，民間委託等を実施するというものであります。実施計画の内容といたしましては，第1にPFI刑務所における職業訓練の充実，次に職業フォーラムの活用という2つの測定指標を掲げ，これらについての目標達成度合い等を含めまして評価を行うこととしております。

次に49ページを御覧ください。「保護観察対象者等の改善更生等」についてであります。本施策につきましても，目標管理型の政策評価としておりまして，事前分析表を作成しております。この施策は，保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため，社会内において適切な処遇を行うとともに，犯罪や非行のない地域社会づくりのため，犯罪予防を目的とした国民の活動を促進するという内容を内容としております。実施計画の内容としましては，1つ目として性犯罪者処遇プログラム受講後に問題性の程度の低下が認められた者の割合，2つ目として保護観察終了者に占める無職者の割合，3つ目として行き場のない保護観察対象者等の受入状況，4つ目として犯罪予防活動の推進状況という4つの測定指標を掲げまして，それらについての目標達成度合い等を含めた評価を行うこととしております。

引き続き，56ページを御覧ください。「医療観察対象者の社会復帰」についてであります。本施策につきましても，目標管理型の政策評価として，事前分析表を作成しております。その施策の概要等につきましては，そちらの本文に記載してありますとおりでございます。実施計画の内容といたしましては，精神保健観察事件の年間取扱件数のうち，保護観察所長の申立てによって処遇終了の決定を受けた者及び期間満了により処遇終了した者の割合，言い換えますと，一般精神科医療等への移行がなされ，社会復帰を実現したと評価できる者の割合を測定指標として掲げております。そして，これらにつきましても目標達成度合い等を含めた，事後評価を実施することとしております。

次に59ページを御覧ください。「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」についてであります。本施策につきましても，目標管理型の政策評価として，事前分析表を作成しております。この施策の概要等につきましても，本文の中に記載してありますとおりであります。実施計画の内容としましては，まずオウム真理教の活動状況及び危険性の解明，次に同教団に関する関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況，さらに破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施という3つの測定指標を掲げております。これら3つの測定指標の達成度合い等を含めまして，今後，事後評価を行うこととしております。

駆け足になりましたが，基本政策Ⅱに関する説明は以上でございます。

○川端座長：それでは，ただいまの説明に関して，御意見や御質問があればお願いいたします。

伊藤委員，どうぞ。

○伊藤委員：33ページの検察権行使を支える事務の適正な運営のところで，サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化というのがあるので，ちょっと御質問させていただきます。去年，

例のパソコンの遠隔操作による誤認逮捕事件というのがありました。それで主に警察が批判の矢面に立ったのですけれども、当然検察としても責任の一端はあると思います。今回、この25年度の目標のところを見ると、サイバー犯罪の捜査で、主に技術の部分の能力を向上させるのだということが33ページとか34ページの設定の根拠のところでは書かれていると思うんですけども、去年の事件の教訓を考えると、やっていない人を逮捕したり起訴したりしてはいけないという基本のところがあると思うんです。サイバー犯罪ですと、去年の例もそうですけれども、なりすましであるとか、普通の捜査に比べてそういう難しいところがあって、言わずもがなのかもしれませんけれども、やっていない人を逮捕したり起訴することが二度とあってはならないという教訓が何か目標に活かされてもいいのかなと思うんですけども、その点はどうなんでしょうか。

○川端座長：いかがですか。

○刑事局：刑事局の松下と申します。お尋ねの点ですが、その問題は検察権行使そのものに関わることでございまして、政策評価の対象ともならない事柄ですので、この場で御説明するのは差し控えたいと思います。ただし、その問題について検察なりの検討等を行った上での様々な対策ということはいろいろ考えておりまして、それを受けての今回のサイバー犯罪に対する対処の追加だと御理解いただきたいと思います。

○川端座長：前田委員、どうぞ。

○前田委員：ここでいう「職員の事務の適正な運営」の中の事務の職員の捜査能力の向上ということで、これは検察事務官を指しているのですか。

○刑事局：刑事局です。いいえ、検察官も事務官も全部です。

○前田委員：両方含めて。

○刑事局：はい、両方です。

○前田委員：要するに、もう国を挙げて恐らくサイバーの問題中心になってくると思うんですけども、今いる人に知識を増やすということだけなんです。要するに、各省庁はもうサイバーの専門家をいかに雇っていったらいいかというときに、法務省は非常に上品というか、今の人員の中でいかにブラッシュアップするかとか、それだと、だから内閣府の国全体のサイバー対策会議に法務省が出ていないというのは象徴的なんです。予算的にこれは大きな塊として要求していかないと。おっしゃったように、捜査の中核部分を握っている方について、司法試験に受かってという方以外に、技術的なものがどうなっているかといったことを考えていくべきだと思います。ここの政策目標はこれでいいと思うんですが、これはちまちまとしたことで、デジタルフォレンジックの研修でどれだけ理解できたかとか、これはいいんですけども、もっとサイバーで法務省がこれだけ必要なんだというのをもうちょっと政策として立てていくのが国民のために必要なのではないかという感じは持ちました。今いる人々の中でいかに研修していくかというのも非常に分かるんです。これがまずいと言うつもりはないんですけども。

○川端座長：何かコメントはございますか。

○刑事局：刑事局です。御指摘のとおり、もともとそういう技術を持った人を採用するということも考えてはおりまして、実際に1名採用しているのですが、まだ体制として不十分という御指摘は受け止めました。研修については、御指摘のとおり、検察官と検察事務官を当面の対象にしていますけれども、講師については、外部の技術のある方々からいろいろと指導を受ける

ようにしておりますし、今後その研修を拡充するという事を考えておりますので、またその方向性を御指摘も踏まえて考えていきたいと思っております。

○川端座長：他にございますか。

では、私からもちょっとお伺いしたいんですけども、36ページの一番最後に、いわゆる厚労省元局長無罪事件に関連して、「国民の信頼を回復し、検察改革を実現するために必要な体制を構築する」とありますよね。具体的に一体どんな体制が構築されたのかというのを御説明願いたいです。

○刑事局：刑事局でございます。24年度のことで申しますと、被疑者取調べの録音・録画システムの整備経費等がかかっております。予算ベースで申しますとそういうこととか、あるいは分野別専門委員会ということで、捜査能力・公判能力の拡充ということで様々な調査などを行う委員会を設けましたが、その委員会の設置経費、デジタルフォレンジックの体制整備、それから検察の指導層に対するセミナーの経費、あるいは新たな研修制度について今、法制審で議論していただいておりますけれども、その関係の調査・研究などを行いました。25年度予算の関係でも引き続き同じようなことについて予算措置をお願いしようとしているところでございまして、そういった形で全体的にその検察改革を推進するための体制を整備しようとしているところでございます。

○川端座長：どうぞ、六車委員。

○六車委員：34ページの被害者対応職員の育成というところについてちょっとお聞きしたいんですけども、この参考指標という一番下のところを見ますと、「中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（%）」とあるのですが、その上の測定指標の選定理由及び目標の設定の根拠というところの「・」の2つ目のところを見てみますと、この回答率を「参考指標として、当該実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することとした」とあるんですけども、これを有意義とするという人のパーセントが多いとか少ないとかで達成度というのは評価できるのでしょうか。まず、「検察庁職員」と書いてありますけれども、どういう方がこの研修に参加されるのかとか、先ほどもありましたけれども、検察官と検察事務官はどうなっているのかとか、研修はそもそもどのようにやられたのかとか、それからアンケートの選択肢というのがどうなっているのか。今までも何回もその話は出たと思っておりますけれども、アンケートをとる場合は、こういうアンケートをとって、御専門の方いらっしゃると思うんですけども、その他にアンケートからもっとほかのことが分かるかもしれない。被害者の方がどう思っているのかとか、そのようなことを共有するとか、本当に意味があることをやっているといるのかとか、それが少しでもこういうデータに表れてくるような工夫をされた方がいいのではないかなとちょっと思いました。

○川端座長：何かコメントございますか。

○刑事局：刑事局でございます。対象は、検察事務官と、それから被害者支援員というものでございます。研修の内容につきましては、例えば24年度に行った研修の例で申しますと、内閣府の犯罪被害者等施策推進室の参事官代理に来ていただきまして、政府全体の被害者基本計画が改定され、第二次ができましたので、その中身の説明や被害者関連で検察職員としてわきまえておかなければならない施策全体についての周知・理解を図るという講義を行いまして、そのほかに被害者支援を実際に行っている被害者支援都民センターの方にお越しいただきまして、センターにおける被害者支援の実情や留意点などについてお話をいただき、そして

最後にフリーディスカッションということで、全国から集めた、被害者支援担当者が問題と思っている事例や相談したい事例などを持ち寄ってフリーディスカッションするといったことを行っております。

アンケートの内容につきましては、例えば平成23年度の事後評価のときの報告書に添付しておりますけれども、内容としては大体そういうものでございまして、その参考指標としてその研修を有意義とする回答率を挙げておりますけれども、その他にも個別の研修項目について、理由も聞きながら、時間がどうかとか、中身がどうかとか、聞いております。その内容も23年度報告書には掲載しております。それを踏まえて毎年研修内容の修正を行っているという形でフィードバックしております。被害者の方が感じておられることというのは、そういうディスカッションの場なので、こういう支援をしたところこういうような反応があったとか、そういう形でその場で共有するということをしております。

以上でございます。

○六車委員：ありがとうございます。せっかくそこまでやっておられるのであれば、何かどっぷり勘定みたいに、アンケートが有意義であったかどうかという、それだけでやらないで、4つぐらいの講義とかいろいろなものがあれば、そのうちのこういうのが有意義だったとか、そういうのが分かれば、その先、次のときにはこういう講義とか、こういう内容のものがいいとか、法務省として前向きなことをやっているということが分かるような気がするのですけれども、何か余りにも漠然としているような感じがしたものですから、さっきのような質問をさせていただいたんです。

○刑事局：報告書には全て記載しておりますので、それと併せて見ていただき、評価はそれと併せてするように心掛けてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○川端座長：よろしいですか。

では、私からも一つお伺いしたいんですけれども、51ページの犯罪予防活動の推進状況という測定指標に関連して、53ページに犯罪予防活動の促進ということで、毎年大体6億円くらい使って「社会を明るくする運動」をしているということが載っておりますけれども、内容が、「犯罪予防をテーマとする作文コンテストなどの地域密着型の広報啓発活動及び更生保護への協力を求める活動」とあるのです。まずこの作文コンテスト以外の犯罪予防活動というのはどんなことをなさっているのかということ、更生保護への協力を求める活動というのは具体的には一体何なのかということをお伺いしたい。そして、この作文コンテストについて、52ページ、参加学校数、応募作品数とその参考指標として挙がっておりますけれども、こういう作文コンテストを行うことによって犯罪予防活動が促進されているという分析はどうなっているのか。つまり、毎年毎年作文コンテストをしていて、それが犯罪予防活動の促進に本当に役立っていると言えるかどうかというところをどう検討しているのかという疑問が一つあります。それに直接は関連しないんですけれども、54ページに自立更生促進センターの運営という項目があって、これには1億5,000万円ほどの予算をかけているのですけれども、直接的な効果ということになると、刑務所を出所して自立ができない人が再犯を犯すという例が非常にあると聞くところから考えると、こういうところにもっと予算をつぎ込んだほうが、作文コンテストよりはいいのではないかという、これは素人考えなんですけれども、そういう気がして仕方がないものですから、その辺はどういうお考えでこういう施策を続けられているのかということをお伺いできたらと思います。

○**保護局**：保護局の幸島でございます。今の川端座長からの御質問でございますけれども、基本的には、犯罪予防活動に更生保護への協力を求める活動ということとを合わせてこの経費に盛り込まれているという形で御理解をいただきたいと思っております。

更生保護への協力を求める活動というのは、実は私ども社会内処遇を実行します更生保護にとって非常に大切なことでございます。

例えば、本年度第62回を迎えた「”社会を明るくする運動”」は、「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」というサブテーマであり、さらに配っておりますパンフレットには「再出発を見まもり、支える社会に。」と記載しています。従来、犯罪予防活動というと、非行をしないようにといったキャンペーン活動であるかに見られてきているかと思っておりますが、ちょうど第60回あたりを前後に、直接社会の中で立ち直りをしている人たちをどうサポートできるのか、あるいは犯罪を犯した方もいつかは地域社会に戻ってくるのだといったことに少しずつ力点を置いたような形の活動を展開しようということで現在推進しているわけでございます。

したがって、更生保護への協力を求める活動の多くは、具体的には前歴を承知の上で刑務所出所者等を雇い入れていただいている協力雇用主の開拓や、学校における、問題行動のある少年、非行予備軍と言ってもいいんでしょうけれども、そういった方に関する情報連携、さらには更生保護に関わる保護司を始めとする様々なボランティア活動への参画というものを促進しているということでございます。

これらの活動、具体的には作文コンテストだけではなく、いわゆる街頭広報のキャンペーン活動を始め、私どもが特に力を入れているのは、地域でのミニ集会と呼んでいるのですけれども、大勢でない地域住民の方々に集まっていただきまして、犯罪や非行についての座談会というものを数多く実施しております。また、講演会やシンポジウムあるいはワークショップ、親子ふれあい事業などもさせていただいております。また、作文コンテストの中心となるのは小中学校への呼びかけでございますけれども、生徒指導を担当する教員の方々との座談会、懇談会といったものも定着して進んできております。

これらの活動によりまして、例えば更生保護制度の認知度が高まったり、協力雇用主の登録数が増加するといった実績が、徐々にではありますが、上がっているのではないかと考えております。例えば、更生保護制度に関する意識の調査について、基本的法制度の世論調査というのが平成21年度にありまして、平成13年度の調査の数字と比べますと、更生保護制度の認知度でございますけれども、「聞いたことがある」という方が平成13年度は60.6%、21年度は71%でした。「言葉の意味を知っている」ということでは、平成13年度は14.7%、21年度は44.4%でした。私どもは、このような犯罪予防活動、特に更生保護をしっかりと理解してもらって協力を求めるという活動を地道に積み重ねることの効果というのは、こういったところで上がってきていると考えております。

また、川端座長から自立更生促進センターの運営に係るいわゆる直接的な効果が期待できる施策にもっと予算配分すべきではないかと御指摘いただきました。ありがとうございます、そのように配慮していきたいと存じますが、施設の規模あるいは執行状況を踏まえ、処遇の充実を図るために必要な経費を引き続き検討して計上しているところでございます。

いずれにしても、犯罪予防活動という言葉から想像される、単に犯罪や非行をしないようにという呼び掛けだけではなく、更生保護について理解をしていただく、さらには協力をし

ていただくということにつながる活動であるということをご付言したいと存じます。

以上でございます。

○川端座長：ありがとうございます。

他にございますか。六車委員，どうぞ。

○六車委員：少し細かくて恐縮なんですけど、47ページの職業フォーラムの活用というところの参考指標のことなんですけれども、その上のところで、測定指標の選定理由及び目標の設定の根拠の終わりから2行のところ、「その実施回数、参加受刑者数、参加受刑者のアンケート調査結果の実績値等を分析し」と書いてあるんですけれども、またアンケートの話になるのですが、この「分析し」というところに本文では3つある中で、参考指標のところでは参加受刑者のアンケート調査結果というのを外されているのは何か理由があるのか、お聞きしたいと思ったんですが。

○矯正局：矯正局成人矯正課の花村でございます。実はこれは、昨年の6月にも政策評価懇談会の席上で資料を配らせていただいた際には、このアンケート調査結果自体、平成24年度から調査予定ということで記載させていただいていたところでございます。今、正に分析等をしているところですので、次の24年度の実績が入るところから計上させていただきたいと考えております。

○六車委員：分かりました。ちょっと先走ったようで、失礼しました。

○川端座長：他にございますか。柿嶋委員，どうぞ。

○柿嶋委員：先ほどの六車委員が御指摘だった箇所の被害者対応のところについてちょっと質問したいことがあるんですけれども、こちらの34ページの測定指標の選定理由及び目標の設定の根拠という見出しがついているところの3行目ですが、「そのためには、被害者支援員及び被害者と接する機会が多い検察庁職員の対応能力を磨き」という記述がありますけれども、先ほどの御回答の中にもこの言葉が使われていたと思うんですが、被害者支援員というのは職名で、それを専門にする方がおられるのですか。

○刑事局：刑事局でございます。そうです。

○柿嶋委員：それで、それ以外の接する機会が多い職員とは別な訳ですね、そうすると。

○刑事局：はい、別です。

○柿嶋委員：普通に考えて、先ほどその研修の話が出てきましたけれども、被害者支援員とその他の職員では、例えば養成の仕方だって当然違うだろうし、あるいはその支援員という人がちゃんと専門的にトレーニングされている人ならば、その人の数が増えるとか、そういう指標はなぜ挙がってこないのだろうかとか、そういうところが気になるんです。これを読んでいると、それと先ほどの御説明も合わせると、こういう制度について熟知することを教育していますよというだけに見えてしまうんです。それで、測定指標の「被害者対応職員の育成」という言葉にもちょっと……。普通に考えると、「被害者に対応する職員の対応能力の向上」とか、そういう話だと思うんですけれども、「被害者対応職員」というと何なのだろうと思ってしまうのですが、そもそも、申し上げている趣旨が明確でなくて申し訳ないんですけれども、被害者支援員というのが先ほど専門的な職名としてあるのであれば、その方と、被害者と接する機会が多い検察庁職員の磨かれ方は当然違ってあるべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○刑事局：刑事局です。まず被害者支援員というのは、各庁にそれぞれ数人ずつ置かれておりま

して、その人数がこれから増えていくというものではないということをまず前提として御理解いただきたいんですけども、被害者対応職員というのは、単語みたいに作ってしまっていますが、これは御指摘のとおり、要するに被害者に対応する検察庁の職員でありまして、実際に行うこととすれば、被害者支援員が被害者からの相談などに応じたり、あるいは被害者が一人ではできない手続と一緒に手伝ってあげたりといったことをしているのですけれども、検察事務官もそういう職務をしないわけではなくて、被害者支援員とともにそういうことを行うこともあれば、被害者支援員とは別に検察の事務官がそういうことを行うことももちろんございまして、いずれにしても同じような内容について研修する必要があるというところは共通だと考えております。そして、被害者対応職員というのは、特定の者というわけではありませんので、こちらの方は毎年毎年人を替えて研修に参加させまして、そういう対応ができる、こういう中央研修に参加している事務官の数を順次増やしていると御理解いただきたいと思います。

○川端座長：それでは次に、どうぞ。

○六車委員：今の御質問のところに関連するということか、せっかくなので。被害者という場合に、具体的にはどういう犯罪の被害者が被害者支援員を必要とするか。例えば殺人とか、あるいは性的な暴力の被害者とか、他にもあるのではないかと思いますけれども、例えばこのような犯罪に支援員の方が非常に有効というか、被害者の方を立ち直らせるというか、元気づけるのに役立っているというのは、例えば典型的にはこういう場合だというのがあれば、ちょっとイメージを持ちたいので、お聞きしたいのですが。

○刑事局：いろいろございまして、特にこの種類のということで限定はしていないので、どのような犯罪被害者の方であっても対応はしますし、実際に検察庁で事件が措置されてきているものに限らず、一般的に被害に遭ったということで、どうしたらいいかといった相談も来ますので、そういう方に対しては、こういうところに相談窓口がありますよという形で関係機関との連携を図るようなことをしています。

典型例として一つ御紹介するとすれば、例えば被害者が多数いらっしゃる事件の裁判において、傍聴席を確保するとか、検察庁から裁判所への出入りとか、いろいろ御案内するといったことを被害者支援員が手分けしてやりまして、効果が上がった例もございまして、記録を見たいというときに、そういった手続が分からないときに、それはどんな事件の被害者でもそうですけれども、お手伝いする、あるいはやり方を教えて差し上げるといったことをしております。

○六車委員：大変参考になりました。ありがとうございました。

○川端座長：よろしいですか。それでは次に、基本政策Ⅲ「国民の権利擁護」及び基本政策Ⅳ「国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理」に関する政策について、事務局から計画の概要を説明願います。

○熊田秘書課付：それでは、基本政策Ⅲ及びⅣにつきまして、順次御説明いたします。

63ページをお開きください。「登記事務の適正円滑な処理」につきまして御説明いたします。本施策につきましては、目標管理型の政策評価として、事前分析表により実施計画を作成しております。本施策は、不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理するという内容をしております。実施計画の内容といたしましては、まず登記所備付地図作成作業における作業実施面積、次にオンラインによる登記関係手続の利用促進という2つの測定指標を掲げ、これらの目標達成度合いなどを含め、評価を行うこととしております。

次に68ページを御覧ください。国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理についてであります。本施策も目標管理型の政策評価として、事前分析表による実施計画を作成しております。この施策の概要につきましては、本文に記載してあるとおりでございます。実施計画の内容といたしましては、まず帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理、次に市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応、さらに供託手続のオンライン利用率の向上という3つの測定指標を掲げ、これらの目標達成度合い等を踏まえまして、評価を行うこととしております。

次に73ページを御覧ください。「債権管理回収業の審査監督」につきましてであります。本施策も目標管理型の政策評価でありまして、事前分析表を作成しております。その施策の概要につきましては、当該本文に記載してあるとおりでございます。実施計画の内容といたしましては、まず債権回収会社に対する立入検査事業所数、次に債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善状況という2つの測定指標を掲げてございます。それらの指標の目標達成度合い等を踏まえまして、事後評価を実施することとしております。

次に76ページを御覧ください。「人権の擁護」について御説明いたします。本施策につきましても目標管理型の政策評価であり、事前分析表を作成してあります。この施策は、人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚や人権侵害の被害の救済及び予防を図るなど、人権の擁護に関する施策を総合的に推進するというものでございます。実施計画の内容といたしましては、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況、次に人権相談・調査救済体制の整備という2つの測定指標を掲げてございます。これら2つの指標の目標達成度合い等を含めまして、事後評価を行うこととしております。

次に81ページを御覧ください。「国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理」についてであります。本施策も目標管理型の政策評価としており、事前分析表により実施計画を作成しております。この施策の概要等につきましては、本文等に記載してございますとおりであります。実施計画の内容といたしましては、まず訟務組織における人的・物的体制の充実強化、次に法律意見照会制度の積極的利用の促進という2つの測定指標を掲げてございます。これら測定指標の目標達成度合いなどを含めまして、今後、事後評価を実施することとしております。

基本政策Ⅲ及びⅣに関する説明は以上でございます。

○川端座長：それでは、ただいまの御説明に関して、御意見、御質問をお願いしたいと思います。田辺委員、どうぞ。

○田辺委員：1点だけ御説明をお願いしたいと思います。供託手続のオンライン利用率の向上というので、23年度の基準値8.9を上回るということでもありますけれども、例えばこれは、特許庁の特許申請だと、ほぼオンラインとかというのは100に近い数字が出ているんです。他方、財務省でやっているような、今かかっている納税の申告の率ですと大体、それでも自宅からみたいなものでも10パーセント弱だと思いますので、これと同じ数字なんですか。逆に言いますと、それが分かると、現実的なオンライン利用率の目標値といったものを対前年度よりもよくするだけではなくて、具体的にここに持っていくということが分かる気がいたしますので、その御説明をお願いしたいと思います。

○川端座長：お願いします。

○**民事局**：民事局の藤田でございます。供託手続の関係でございますが、御指摘のとおり、現在のところの達成としては記載のとおりでございます。その原因の分析でございますけれども、これは制度上の問題、それから運用上の問題、両面があるかと思えます。制度上の問題といたしましては、これまで、供託に関するオンライン申請をするには、申請に当たって電子署名が必須であるという制度上の問題がありまして、それがなくとも申請自体ができないという問題がございました。これにつきましては、昨年に供託規則を改正いたしまして、電子署名は不要としております。ただ、引き続き運用上の課題は残っているところでございまして、一つの例といたしましては、オンラインによる供託手続を行う場合に、供託金を電子納付していただくという形をとるわけですが、電子納付に当たりましては、現行の運用では、例えばATMとかインターネットバンキングで電子納付をするには上限額があるということで、高額な供託を行う際には書面申請にならざるを得ないといった問題もございまして、我々としても、この施策の推進に当たって、例えば郵便局の窓口で供託金の電子納付を可能にするような、そういった関係機関との調整を行うなどして、制度面・運用面両方でこのオンライン利用率の向上を図りたいということで取り組んでいるところでございます。

○**田辺委員**：ありがとうございます。

○**川端座長**：他にはございますか。佐久間委員、お願いします。

○**佐久間委員**：ありがとうございます。人権擁護のところ、この評価の実施に関する計画云々ということではないので、全く感想ということで、だから何かしてくださいということには多分ならないんですが、余りにもここに書いてある目標が従来型の人権の問題に終始していると。例えば、全国的視野に立ったというのは結構なんですが、今や世界のビジネスの場では正にグローバルな人権、それはビジネス&ヒューマン・ライツと言われている課題が非常に重要な問題になっていて、まさにサプライチェーンの中でどのように人権を扱っていくかということで、ここに書いてあるようなことと大分違うことが世の中というか世界では問題になっているというところがあるのですが、そういうところがこういう政策の中には余りにじみ出していない。これは感想でございます。

以上です。

○**川端座長**：今の点、何かコメントございますか。

○**人権擁護局**：人権擁護局の大山と申します。御指摘の点は、局に持ち帰りまして、また今後の人権擁護行政に生かしていきたいと考えます。

○**川端座長**：それでは私からもお尋ねしますけれども、77ページを見ると、いろいろなことをやって、それを分析して、有効な人権啓発活動を行うことができたかどうかを評価するとあるわけです。このうち人権の花運動というのは、80ページの注を見ると、「児童が協力して花の種子、球根等を育てる」ということをするという運動なんですけれども、これが有効な人権活動を行うことができたという結果になっているという分析をお聞かせ願えたらと思うんです。何か毎年毎年、こういうものをやっているからやっているというだけのような気がして仕方がないものですから、余りにも人権と距離があり過ぎるのではないかという意味でお伺いしたいんですけれども。

○**人権擁護局**：人権局でございます。お尋ねの人権の花運動は、児童が協力して花を育てることを通して、生命の尊さや、協力して花を育てる仲間に対する思いやりの大切さなどを実感する中で、人権尊重思想を育み、情操を豊かなものにするのと同時に、育てた花を父母あるいは老人

ホームに贈ったり、写生会・鑑賞会を開くなど、育てるとのことだけにとどまらない一連の機会を捉えて、広く人権尊重思想の普及・高揚を図るという活動でございます。

平成23年度に人権の花運動を実施しましたある都道府県の小学校に対するアンケート結果を御紹介いたしますけれども、95%を超える小学校が「参加した児童の人権に対する関心や理解が深まった」と回答しております。そのほか、これはある市で実施したアンケートですけれども、「児童は人権という言葉がよく分からない様子だったが、命を大切にという話を聞いて、児童なりに思いやりの心と植物の命を大切にすることは結びついていることを理解して花を育てている」という意見がございました。そのほかの地域でも、例えば児童による感想文の中に同様の趣旨のものがございます。こういったことから、人権の花運動によりまして優しさと思いやりの心を得ることができているのではないかと考えております。

○川端座長：ほかに御質問はございますか。

それでは次に、基本政策V「出入国の公正な管理」、基本政策VI「法務行政における国際化対応・国際協力」及び基本政策VII「法務行政全般の円滑かつ効率的な運営」に関する政策について、また「成果重視事業」について、事務局から計画の概要を御説明願います。

○熊田秘書課付：それでは、基本政策V以下の施策につきまして、順次御説明いたします。

まず84ページを御覧ください。「出入国の公正な管理」についてであります。本施策は、冒頭に御紹介いたしました「新しい在留管理制度」とも関わるものでございます。本施策は、平成25年度から、従前の総合評価方式による評価から目標管理型の政策評価に変更して、事前分析表により実施計画を作成してございます。これは、平成24年度までは、先ほど申し上げました「新しい在留管理制度」の構築に向けて、総合評価方式により実施計画を策定し、評価してきたものでございます。この点の最終的な事後評価につきましては、平成25年8月に実施する予定としております。

この施策の概要等につきましては、本文に記載してあるとおりでございます。実施計画の内容といたしましては、まず自動化ゲートの利用者登録数、次に自動化ゲート利用率、続きまして事実の調査実施件数、さらに在留資格取消件数、これらの4つの測定指標を掲げてございます。これらの測定指標の目標達成状況等を踏まえまして、事後評価を行うこととしております。

次に92ページを御覧ください。法務行政における国際協力の推進についてであります。本施策につきましては、目標管理型の政策評価として、事前分析表を作成しております。この施策の概要等につきましても、評価書本文に記載しているとおりであります。実施計画の内容といたしましては、まず国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況、次に支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況という2つの指標を掲げてございます。よって、これら指標の目標達成状況などを踏まえまして、事後評価を実施することとしております。

次に、施設の整備に関しまして、伊丹法務総合庁舎整備等事業、宮崎法務総合庁舎整備等事業、さらに島根あさひ社会復帰促進センター整備事業の3つの事業につきまして、98ページ以下をそれぞれ御覧いただければと思います。これらの事業につきましては、いずれも平成17年度に事前評価を実施しております。施設の供用開始から5年を経過いたしましたため、今回事後評価を実施することとしたものであります。いずれにつきましても事業評価方式による評価を行うこととしておりまして、具体的な評価指標等につきましては、それぞれにつきまして98ページ以下、また102ページ以下、さらに107ページ以下にあるとおりであります。

最後に112ページを御覧ください。成果重視事業であります「出入国管理業務の業務・シス

テムの最適化」について御説明いたします。本事業につきましては、施策の関連で言いますと、出入国の公正な管理に関するものであります。出入国管理に関する業務及びシステムを効率化の観点から見直し、システム運用経費を削減することなどを目標としております。この目標の達成度合いにつきましては、113ページにございますとおり、業務・システム最適化計画に基づいて各年度ごとに実施することとされました工程の進捗状況により判定することとしております。

基本政策V以下に關します施策の御説明は以上でございます。

○川端座長：それでは、何か今の点について御意見、御質問等がありましたらお願いします。

○柿嶋委員：すみません。ちょっと細かいことなので、どうしようかと思ったんですけども、時間が余っているとおっしゃったので。84ページなんですけど、2番目の「・」、「不法滞在者5年半減計画」で始まる段落の文章なんですけど、「不法滞在者5年半減計画」の行を含めて5行目の表現が、これは日本語としてどうかと思ひまして、こういう言い方をするしかないのかもしれないんですが、5行目の一つ上の行から文章が始まっているので、読みますと、「また、平成24年7月に導入された「新しい在留管理制度」によって、我が国の出入国管理は、より一層不法滞在者等の不法就労者が容易に本邦での滞在を継続できないような仕組みとなったが」という、「より一層」とつけるところが何か日本語として変だと思ひんですけども、こういう言い方をするしかないのでしょうか。

おっしゃりたいことは、これまでも難しかったんですけども、これによってより難しくはなっているんですけども、でもちゃんとやらないといけないからということが言いたくてこうしているんだと思ひんですが、「より一層」の置き場所とか、「不法滞在者等の不法就労者が容易に本邦での滞在を継続できないような仕組みとなったが」を「不法滞在者等の不法就労者が容易に本邦での滞在を継続できないような仕組みとなったが」「不法就労者が本邦での滞在を継続することをより一層困難とする仕組みとなったが」とか、そのように直された方がいいのではないかと思ひました。

○川端座長：今の点はいかがですか。

○入国管理局：入国管理局でございます。御指摘を踏まえまして、ちょっとこの部分は分かりやすいように書かせていただきたいと思います。

○川端座長：それでは、先ほどの新しい在留管理制度についての御意見、御質問が残っていましたら、ここでお願いしたいんですが、いかがですか。どうぞ、田辺委員。

○田辺委員：2点ほどお伺いしたい。せつかくのことです。

まず一つは、これは市町村との手続というか、転入・転居と、それから住民基本台帳の対象になるという形になっているのですけれども、システムの連結というのはどのようになっているのでしょうか。また、市町村に対するその、ある意味では法務省は市町村と付き合いきたという印象は私には余りないものですから、そこら辺で上手にやっているのかなというのが第1番目の質問でございます。

それから2番目は、その次の12ページのところでございますけれども、所属機関に関する届出というので、例えば大学などというのは、この制度に対する、何というか、やらなければならない典型かもしれませんけれども、そこら辺に対する広報活動、啓発ないし連携のようところは、今どういう形で進行して、うまくいっているのでしょうかというのが質問でございます。

○入国管理局：入国管理局の妹川でございますが、先ほどの冒頭の説明でちょっと十分ではなかった点について御説明いたします。

まず市区町村との連携のところでございますが、基本的に法務省のサーバーから続いております業務端末が各市区町村に置いてございます。既存の住基のデータベースを持っていらっしゃる市区町村は、その業務端末をつないでデータのやりとりができるようにされているところもありますし、外国人が少ないところは、中には私どもが配置しております業務端末にそれぞれ手打ちをされたりしてデータを送ってこられているところもありますが、これはちょっと様々ですが、基本的に私どものデータベースと連携している業務端末を各市区町村に置いて、それでデータ連携をしているという状況でございます。

それから、大学も留学生の中長期者の方の所属機関になりますので、大学からも留学生に係る情報を送っていただくと。これについては、各留学部門というのが一応入国管理局にございますが、そこと学生課の方に連絡をとらせていただいて、やっていただくということでございます。

参考までにお伝えしますが、所属機関からの届出は義務ではなくて今回法改正のときに努力規定となっておりますので、それに違反したから罰則がかかるとか、そういうものではございませんので、大学、学校等の教育機関には、この情報の届出について、こちらの方から広報させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○川端座長：よろしいですか。

それでは、本日の審議事項については終了いたしましたので、ほかに御発言がないようでしたら、最後に、今後の予定について、事務局からお願いいたします。

○熊田秘書課付：事務局でございます。本日は、委員の皆様方から様々な貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。この中で、参考指標の掲げ方等についての御意見、御指摘等がございました。測定指標も含めまして、参考指標につきましては、そののみ、例えばその指標の達成・不達成のみでそれぞれの施策について評価するものではございません。ただ、さはさりながら、今後の実施計画を御審議いただく上でも、参考指標として更に掲げるものがないかどうか、あるいは分析の要素としてどのようなものがふさわしいか、こういったことについてはまた引き続き検討してまいりたいと思っております。また、このほかにも、折に触れまして、評価書の取りまとめ方あるいは記載の仕方、分量等を含めまして、いろいろな御示唆をいただいているところでございますので、それらにつきましても順次検討し、今後に活かしてまいりたいと考えております。

本日いただきました御意見、それから御指摘につきましては、改めまして事務局あるいは各担当部局におきまして検討させていただきまして、実施計画（案）の内容についても再検討をした上で、早期に取りまとめ、例年どおり、法務省のホームページで公表したいと考えております。

また、本日の議事内容につきましては、従来同様、議事録を作成し、ホームページにおいて公表することとしております。

次回でございますが、次回の懇談会では平成24年度の法務省事後評価実施結果報告書（案）につきまして御審議いただきたいと思っております。日程につきましては、本年7月ごろの開催をめどに日程調整をさせていただきますが、委員の皆様方にはまた改めまして事務局の方か

ら御連絡させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

○川端座長：それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。皆様、御協力ありがとうございました。